

熊本県地震に関わる損害調査技術者募集

7月28日発生の熊本県地震被害について、損害調査技術者を募集しています。

速やかな復興のために建築士、設計事務所の皆様のお力をお貸しください。

建築士、施工管理技士様を探しております。(個人も可)

一日も早い損害調査の実施が、被災地の速やかな復旧・復興につながります。

この7月28日に熊本県で発生した地震被害を確認・評価する損害調査人員が不足しています。

一日でも早く被災者への保険金の支払いを実現させるために、皆さまのご協力をお願いいたします。

地震によって破損した建物の中には、損害保険の地震保険金が支払われる建物が多数あります。保険金の支払いにあたっては、通常は損害保険会社の担当者が被災建物の損害調査をおこないますが、地震・台風などの大規模な自然災害が発生した場合、損害保険会社の損害調査人員だけでは不足するため、建築の専門家に建物の損害調査をサポートしてもらっています。

募集要項

■ 必要資格について

建築士資格、施工管理技士資格保有者（この業務のご経験がない方はOJT研修を受けていただきます）

■ 調査業務の期間

一回の損害調査業務の期間は原則2週間*を基準とします。以後更新をお願いすることもあります。

ご自宅からの通勤が可能な場合は、柔軟な業務日時調整が可能です。

■ 執務場所

熊本県 熊本市（損害保険会社 災害対策室内）

■ 費用について

本件はボランティアではありません。専門の業務に対する対価として、当社所定の報酬をお支払いします。

災害発生地域に所在する損害保険会社の事務所までの往復交通費、被害物件を調査する際の交通費、宿泊が伴う場合にはその宿泊費をお支払いします。

◆所定報酬:35,000円/日(この業務のご経験による。報酬の要件あり。)

その他の詳細につきましては下記宛までお問合せください。担当者よりご説明させていただきます。

お問い合わせ先: TEL:03-6303-3670 /  0120-498-003(通話料無料・携帯からも可)

平日9~18時 川越 hkawagoe@olens.co.jp / 栗原 hikurihara@olens.co.jp

OLENS
株式会社オーレンス

50年の歴史と実績。損害調査と復旧工事のプロフェッショナル。

一級建築士事務所 東京都知事 第29439号 建設工事業 東京都知事許可(般-3)42971号

101-0048 東京都千代田区神田司町2-2-7階 <http://www.olens.co.jp>

地震保険の損害評価について

地震保険は、被災者の方々の生活の安定に寄与することを目的に制度設計がされています。

保険の対象(保険をつけた建物・家財)に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となったときに保険金が支払われます。また、火災保険のように実際の修理費、再建費および再購入費ではなく、地震保険金額の一定割合が保険金として支払われる仕組みです。

したがって、損害額を積算したりするのではなく、評価シートに沿って損害の程度を積算し、建物であれば 4 区分の程度にあてはめていくという簡便な評価方法を採用することで、早期に被災者へ保険金を届けていくことを可能としています。皆さま方の建築物に対する知識があれば、すぐに対応いただける内容となっています。

損害の程度によって支払われる概要は下表となります。

【建物】

	損害の程度	補償される損害	支払保険金
	全損	地震等により被害を受け、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の 50%以上となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 70%以上となった場合。	100%
	大半損	主要構造部の損害の額が、その建物の時価の 40%以上 50%未満となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 50%以上 70%未満となった場合。	60%
	小半損	主要構造部の損害の額が、その建物の時価の 20%以上 40%未満となった場合。 または、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20%以上 50%未満となった場合。	30%
	一部損	主要構造部の損害の額が、その建物の時価の 3%以上 20%未満となった場合。 または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を被った場合(ただし、当該建物が地震等により全損、大半損、小半損または一部損に至らないとき)。	5%

【家財】

	損害の程度	補償される損害	支払保険金
	全損	地震等により被害を受け、損害の額がその家財の時価の 80%以上となった場合。	100%
	大半損	損害の額がその家財の時価の 60%以上 80%未満となった場合。	60%
	小半損	損害の額がその家財の時価の 30%以上 60%未満となった場合。	30%
	一部損	損害の額がその家財の時価の 10%以上 30%未満となった場合。	5%